

博士学位申請論文『所得税の節税行動に関する実証分析』要旨

八 塩 裕 之

欧米では所得税が節税行動に大きな影響を及ぼすことが、さまざまな実証分析を通じて示されてきた。一方日本では分析に適したデータを入手するのが難しく、これまでこの問題はほとんど分析されてこなかった。この博士学位申請論文の目的は、限られたデータのもとで日本におけるこの問題の一端を明らかにし、それを通じて日本の所得税の問題について考察することである。論文は3本で、それらは第2章から第4章までの各章にまとめられている。その概要を表1に示した。3本の論文はいずれも、雑誌掲載や学会報告を通じて公表した論文を、審査でいただいたコメントなどをもとに大きく書き直したものである。以下では各章の論文の概要について説明する。

表1 各章の概要

章	論文題名	雑誌等	学会
2	所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果 -日本の事業所得者のケース-	2005年 『一橋論叢』第134巻第6号 107～130ページ	2003年日本経済学会 春季大会(大分大学)
3	個人自営業者の所得分散行動に関する実証分析 -税制は専従者給与分配に影響を与えるか-	2006年 日本財政学会叢書 『財政研究』第2巻 179～198ページ	第62回日本財政学会 (2005年、一橋大学)
4	税制と事業形態選択 -日本のケース-	2005年 日本財政学会叢書 『財政研究』第1巻 177～194ページ (田近栄治氏との共著)	第61回日本財政学会 (2004年、東北学院大学)

*各章は上記で報告した論文を、審査でいただいたコメントなどをもとに大きく書き直したものである。

第2章 所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果

- 日本の事業所得者のケース -

所得税の高い限界税率が労働供給のインセンティブを阻害しており、それをひき下げれば労働意欲を刺激してかえって税収が増えるのではないかというサプライサイド経済学に基づく減税が、1970、80年代に注目された。しかし税が労働供給に与える影響は小さい（たとえば Pencavel [1986]）一方で、租税回避行動に与える影響が大きいことが示されると（たとえば Sloan and Adamache [1986]、Lang et al. [1997]など）、税が人々の行動に与える影響を検証するには、こうした行動がすべて反映される課税所得の変化に注目すべきであることが主張されるようになった。

特にアメリカの1980年代の2回の減税は注目された。この減税によって所得税の最高税率は70%から28%に下げられ、その直後に減税対象であった富裕階層の課税所得が急増したのである（Lindsey [1987]、Feenberg and Poterba [1993]）。このときの所得税の税率変化に対する課税所得の弾力性（以下では単に「課税所得の弾力性」とよぶ）は1以上（Feldstein [1995]）、0.6（Auten and Carroll [1999]）などの大きな値が計測され、また Feldstein (1999) はこの値を使って所得税がひきおこす死加重を計測し、税が経済に深刻な非効率性を引き起こしていることを論じた。さらに1993年には逆に所得税の最高税率が引き上げられたが、この増税時のデータを用いた分析でも大きな課税所得の弾力性が計測された（Feldstein and Feenberg [1995]）。

これを契機に多くの研究が様々な税制改革について課税所得の弾力性を計測し、税制改革の効果を検証した。例えばアメリカの1980年代の税制改革を網羅した分析（Gruber and Saez [2002]）や1930年代以降のアメリカの改革を扱った分析（Goolsbee [1999]）、インフレによるブラケット・クリープを利用した分析（Saez [2000]）、カナダ（Sillamaa and Veall [2001]）、ノルウェー（Aarbu and Thoresen [2001]）、イギリス（Blow and Preston [2002]）を扱った分析などがある。計測結果はさまざま、これらから統一的な政策的含意が得られているわけではなく、また計測された弾力性をそのまま用いて所得税の死加重を計算することには問題があるとの指摘もある（Slemrod [1995]、Goolsbee [2000]）。しかし所得税が人々の行動に及ぼす影響や税制改革の効果を検証する手段として、課税所得の弾力性の計測は重要な分析手法であると考えられてきた。

欧米の研究で用いられた手法は difference-in-differences アプローチ（以下では diff-in-diff とよぶ）であった。diff-in-diff では減税前後の期間で、税率を下げられた所得階層の課税所得が、税率を下げられなかった階層の課税所得よりもどれだけ大きく増加したかを計測する。そしてこれを減税の効果とみなして、弾力性を計算するのである。こうした分析には所得に関するパネル・データが必要であり、欧米では税務統計（もしくは、そ

れを他のデータと統合した個票データ)が広く使われている。たとえば Gruber and Saez (2002) のように、約 10 年間にもおよぶ税務統計を用いて分析をおこなった研究もある。

一方、日本でも 1990 年代に中・高所得階層の限界税率が大きく下げられたが、この減税が課税所得にもたらした影響についてはほとんど明らかにされてこなかった。その理由は、分析で使われるべき税務統計のパネル・データが我が国では入手不可能なことである。これまでの唯一の先行研究である内閣府政策統括官 (2001) は、税務統計のかわりに『国民生活基礎調査』(厚生労働省)の個票を用いて 1995 年の税制改革を分析した。『国民生活基礎調査』はパネル・データではなくクロス・セクション・データであり、また税務統計でないためデータの所得に誤差がある、という問題があるが、論文ではそれを踏まえた上で分析をおこない、課税所得の弾力性が約 0.07 と非常に小さいことを示した。しかし、これ以外に日本でこの問題を扱った研究はなく、その研究蓄積は十分とはいえない。

本稿の目的は、こうしたデータ制約のもとで、日本の 1990 年代の減税が課税所得に及ぼした影響について分析することである。とくに、1999 年の減税で課税所得 3000 万円以上の富裕階層に適用される最高税率が 65% から 50% へと大きく引き下げられたが、本稿ではこの減税に注目して課税所得の弾力性を計測する。そして、減税が富裕階層の行動に与えた影響について考察する。

分析で用いるデータは、クロス・セクションの所得階層別の集計所得を示した『税務統計から見た申告所得税の実態』(国税庁)である。アメリカでも、個票データが手に入らないケースで、同じ形式の税務統計が分析に用いられており (Goolsbee [1999]、Feldstein and Feenberg [1995])、本稿では分析手法についてもこれらを参考とした。クロス・セクションの集計データをこうした分析に用いることについては問題点も指摘されている (Slemrod [1994]) が、一方で『国民生活基礎調査』などと違い正確な所得データが得られるという利点もある。ただし本稿のデータの対象は国民全体ではなく申告納税をした個人であり、そのため分析対象は事業所得者に限定される。

diff-in-diff には 1 つ問題が指摘されている。論文で具体的に示すように、近年日本の事業所得者の富裕階層では所得格差拡大のトレンドが発生していると考えられるが、それを無視して diff-in-diff で課税所得の弾力性を計測すると、トレンドによる所得上位階層の課税所得増大を減税の効果と混同してしまい、弾力性を過大に計測してしまうのである (Goolsbee [2000])。こうした問題の解決方法としては、パネル・データを用いた分析の場合、説明変数に個人の性質 (職業や、所得稼得能力の代理変数である学歴など) を加えることが考えられる (Auten and Carroll [1999] や Aarbu and Thoresen [2001]、Gruber and Saez [2002]) が、本稿で用いるような集計データの場合には、こうした方法をとることはできない。

このため、分析では diff-in-diff の拡張である second-order difference-in-differences アプローチ (以下では 2diff-in-diff とよぶ) を用いる。この方法では減税のあった期間だけでなく、それに隣接する期間をも分析対象とする。そして 2 つの期間それぞれにおいて、

diff-in-diff と同様に、減税対象の所得階層とそれ以外の階層における課税所得変化の差を計測する。トレンドがあったとしても、それが2期間であまり変化しなかったとすると、2期間における課税所得変化の差の違いは1つの期間だけで減税がなされたことで引き起こされたといえ、2diff-in-diff ではこれを使って弾力性を計測するのである。この方法には、分析期間がやや長くなり税制以外の経済変化が結果に影響を与えるなどの問題もあるが、トレンドによるバイアスを緩和するひとつの手段としてこの方法を用いる。

次に分析結果を述べると、まず diff-in-diff を用いた場合 0.3 前後と、Feldstein (1995) らに比べると小さいものの無視できない大きさの弾力性が計測された。しかし次に 2diff-in-diff を使うとそれは 0.1 以下となり、diff-in-diff で計測された弾力性の大部分が実はトレンドによるバイアスと考えられることが示された。つまり、アメリカの 1980 年代の分析で得られた結果とは異なり、日本で減税は事業所得者の富裕階層の課税所得に大きな変化を及ぼさなかったと考えられる。また欧米の分析と同様に、分析でトレンドをコントロールすることが重要であることをあらためて示す結果となった。

Auten and Carroll (1999) や Sillamaa and Veall (2001) は、課税所得の弾力性は職業によって異なるが、事業者 (self-employed) のそれは比較的大きいことを示している。その理由として、事業者は非合法的な脱税だけでなく所得を分配するタイミングを変更したり、所得形態を変更するといったタックス・プランニングを比較的積極的におこなっており、そうした行動は税による影響を受けやすいことを述べている。それにもかかわらず本稿で異なる結論が得られた理由については、今後さらなる研究が必要である。例えばそうした租税回避行動は増税には敏感に反応する一方で、それが一旦うまくいくと、減税されてもそれをもとには戻さない、といった興味ある仮説もある (Giles et al. [2001])。しかし日本の事業所得者のそうした行動に関する実態はほとんどあきらかにされていず、こうした仮説の検証も含め、今後さらなる分析が必要である。

第3章 個人自営業者の所得分散行動に関する実証分析

- 税制は専従者給与分配に影響を与えるか -

事業で得た収益は本来、労働や資本の対価にしたがって給与や配当・利払いなどに分配されるべきである。しかし事業主自身が従業員で株主でもあるような中小事業者の場合、自身への給与額や配当額などの配分基準は非常にあいまいとなる。欧米ではこうした配分の決定 (本稿ではこれを「所得分散行動」とよぶ) がインカム・シフティングによる節税動機によって大きく歪められていることが、指摘されてきた (たとえば Ayers et al. [2001]、Gordon and Slemrod [2000]、Ke [2001])。

とくにアメリカの1986年の税制改革が引き起こした変化は注目された。この改革以前では個人所得税の最高税率が法人税率より高く、そうした個人所得税の高い限界税率をさけるために、中小法人の事業主は所得を給与で事業主自身に分配せず、法人に留保して節税をしていた。しかしこの改革によって所得税最高税率が法人税率よりも下げられたためこうした関係は逆転し、その結果、改革直後に中小法人の内部留保が減少し、事業主への給与と分配が増大したのである（Wilkie et al. [1996]、Enis and Ke [2003]）。

一方日本ではこうした問題に関する研究蓄積が少なく、中小事業者の所得分散行動に税が与える影響についてはこれまでほとんど明らかにされてこなかった。次の第4章では事業主への給与と分配が節税動機に影響をうけている可能性を、事業形態選択の問題とともに論じるが、この第3章では所得分散行動のもうひとつの形態として、家族従業員への給与と分配行動に注目する。家族従業員の給与は本来、一般従業員への給与と同様に労務対価にしたがって支払われるべきだが、中小事業者の場合その基準はあいまいであり、その分配が世帯の税負担最小化という節税動機の影響をうけている可能性がある。日本では、中小事業者のうち個人自営業者については、家族従業員に分配された給与（専従者給与）のデータが税務統計に示されており、これを用いて、節税動機がこうした給与と分配行動に与える影響を分析する。そして、これによってひきおこされる問題点を経済学的に考察する。

日本では個人自営業者が青色申告を選択すると、家族従業員（専従者）に給与を分配できる。例えば最近のデータによると、専従者一人あたり給与額は平均200万円程度である。給与額は本来勤務実態に応じて「労務対価相当」で支払われるべきであり、その給与額は事前に税務署に届け出る必要がある。しかし「労務対価相当」という基準は比較的あいまいであり、そうした給与額の決定に節税動機が影響を与える可能性がある。事業主は給与と分配後の所得を事業所得として申告納税するが、通常事業所得は専従者給与よりも大きく、事業主は専従者よりも高い所得税・住民税の限界税率に直面する。そこで税務署に否認されない範囲で、労務対価相当額よりも高く専従者給与額を設定し、事業主から家族へ所得を移動（インカム・シフティング）させれば、それだけ世帯の所得税負担を軽減できる。そうした節税動機は、事業主と専従者の所得税・住民税の限界税率差が大きいほど、強くはたらくと考えられる。本稿では過去30年の税務統計（集計データ）を用いて、そうした節税動機と専従者給与による所得分散行動の関係について分析する。

ここでいう「事業主と専従者の所得税・住民税の限界税率差」は、単に所得税・住民税の限界税率表だけでなく、税制全体で決まることに注意が必要である。たとえば夫婦二人で事業を営んで600万円の所得を稼ぎ、そのうち200万円を妻の専従者給与、400万円を夫の事業所得に分配するケースを考える。2005年の税制では、専従者給与200万円には給与所得控除78万円と基礎控除38万円が適用されて課税所得は84万円となり、税率表上の限界税率は15%（所得税10%、住民税5%）となるが、これに給与所得控除の限界控除率0.3、1999年以降実施されている定率減税を考慮すると、実質的な限界税率は8.6%となる。一方事業主の事業所得400万円の実質的な限界税率は、個人事業税、定率減税を考慮する

と 16.6%となり、その結果この世帯の限界税率差は約 8%となる。こうした税制のさまざまな要因が、事業主と専従者の限界税率差に影響を与えている。

本稿ではこうした所得税・住民税の限界税率差の変化が、専従者給与による所得分散行動に大きな影響を与えてきたと考えられることを、実証分析で示す。分析は営業所得者とその他事業所得者（弁護士や医者などの自由職業人）にわけておこなうが、それぞれにおいて税と所得分散行動の因果関係が観察された。また、所得が高い自営業者の所得分散行動が、より税制の変化に影響を受けやすいと考えられる点がとくに興味深い結果であった。

本稿ではデータ制約のため個人自営業者に注目したが、こうした家族への給与分配による所得分散は家族経営の中小法人でもおこなわれている。したがって節税動機は個人・法人を問わず、中小事業者全般の給与分配行動に影響を与えている可能性がある。その場合かなりの税収ロスが発生して効率性の点から問題を引き起こしている可能性があり、今後そうした実態を分析する必要がある。これが分析から得られた 1 つめの経済的含意である。2 つめの含意は公平の観点からの問題である。実証結果によると、所得の高い階層の節税動機がより強く影響を与える可能性が示されたが、もしこれが事実とすれば、これによって税の所得再分配機能が大きく損なわれていることが考えられる。これがどの程度深刻であるかは、今後の重要な研究テーマと思われる。

第 4 章 税制と事業形態選択 - 日本のケース -

個人が事業をする場合、事業形態を個人とするか法人とするかという問題がある。本来この選択は事業者が事業の実態に即して判断すべきであるが、アメリカではこれが税制によって歪められていることが指摘されてきた。

この問題に関するアメリカの伝統的な議論は「二重課税（法人の利益には法人税だけでなく、それを個人に分配する際に個人所得税が課税される）のために法人形態は個人形態よりも不利であり、これが事業者の法人化を妨げている」というものである。例えば Gravelle and Kotlikoff (1989) は Harberger (1962) の一般均衡シミュレーションモデルを事業者の事業形態選択を含むモデルに拡張した場合、法人税による死荷重が Harberger (1962) の計測よりもはるかに大きくなることを示した。また Gordon and Mackie-Mason (1994) や Mackie-Mason and Gordon (1997)、Goolsbee (2004) らは、実証分析で二重課税が実際に事業者の法人化を妨げていることを示した。

近年アメリカではこの問題に関するもう一つの視点が注目されている。それは「富裕階層が節税のために法人を利用している」というものである。所得税の累進税率構造のために富裕階層が直面する所得税の限界税率は法人税率より高いが、富裕階層が法人を設立し所得の一部をそこに留保すれば、税率の高い所得税を避け、税率の低い法人税を支払うこ

とで節税できる。こうした所得税・法人税の限界税率差を利用した節税は、1986年の所得税減税によって特に注目された。この減税では所得税の最高税率が法人税率より下げられたため、それまで法人に留保されていた所得が、減税直後に逆にC法人（普通法人）の解散・S法人の設立（法律上は法人であるが税制上は個人として扱われる法人）という形で一斉に個人所得に転換されたのである（Slemrod [1994]、Ayers et al. [1996]、Plesko [1999]、Sholes et al. [2000]）。

このように税制は、労働、貯蓄や投資に影響を及ぼすだけでなく、事業形態選択や所得のカテゴリー選択を通じた節税行動を誘発している可能性がある。Slemrod (1995) は、税制によるこの二つの効果を「所得創造 (Income Creation)」と「インカム・シフティング (Income Shifting)」と呼んで区別したが、本稿の目的は「インカム・シフティング」に着目して、日本における税制と事業形態選択の問題について分析することである。日本の問題は、税制が個人事業者の節税手段として法人化を促進させてきたことであるが、以下で説明するようにその節税メカニズムはアメリカとは大きく異なるものであると考えられる。

日本でこの問題の重要な要素となったのは、アメリカのような所得税・法人税の限界税率差ではなく、事業形態によって所得控除、具体的には給与所得控除の適用可否が異なることであったと考えられる。すなわち事業者が個人形態で事業をすればその所得は税務上事業所得となり、それには給与所得控除は適用されないが、事業者が法人形態を選択し、自身の所得を法人から給与として受け取る形をとれば、それには控除が適用されて課税所得を大きく縮小できることである。つまり個人形態で事業をしていた事業者が法人に転換すると、所得も法人所得に転換され、アメリカではそれによって節税がなされたが、日本ではそれを法人に留保せず給与として再度事業主本人に分割すれば、給与所得控除のために課税所得を縮小でき税負担を軽減できるのである。特に1974年の控除引き上げは大規模であったため、こうした節税をいっそう有利にし、多くの小規模個人事業者を法人化させたと考えられる。

本稿ではまず、こうした事業法人化による節税の効果を標準的な事業者世帯をモデルとして示した。例えば配偶者を従業員として雇う標準的な事業者が、法人形態を選択するケースを考える。計算によると日本では、事業者の所得が1500万円以下（多くの小規模法人はこの所得レベルに含まれると考えられる）ならば、事業者は配偶者に一定の給与を払ったあとの残りの所得をすべて事業主本人の給与とし、法人留保所得をゼロとすれば税負担を軽減できる。つまり日本の小規模法人は、給与所得控除による節税効果のために、法人税を払わずに事業主個人の給与に対する所得税を払ったほうが、税負担を軽減できるのである。そしてこれによって、事業者は個人形態を選択した場合に比べて大きく税負担を軽減できるのである。

こうした計算結果を踏まえ、本稿ではMackie-Mason and Gordon (1997) や Goolsbee (1999) らの先行研究で用いられたモデルを改良し、日本で実際に税制が事業者の法人化

を促していることを示した。分析ではもう一点、アメリカで事業形態選択に影響を与えているとされた所得税と法人税の限界税率差が日本では事業形態選択に影響を与えていないと考えられることを示した。先に述べたようにアメリカにおける節税のポイントは、2つの税の限界税率差を利用して所得の一部を法人に留保することであったが、日本では事業を法人化しても所得を法人に留保せず、給与として分割することが節税のポイントであり、こうした要因が法人化に大きな影響を与えているとは考えにくい。分析結果はこうした考察とも整合的であった。

給与所得控除はサラリーマンの必要経費を大きく超えており過大との指摘がある（政府税制調査会 [1987]、[2001]）が、本稿の政策的インプリケーションの一つは、給与所得控除の効果はそうした直接的な減税効果にとどまらないことである。給与所得控除は、自営業者の事業形態選択への影響を通じて、非常に大きな追加的な税収ロスを発生させていると考えられる。そうした問題は、いわゆる中小法人の赤字問題となってあらわれている。

本稿の第 2 の政策的インプリケーションは、もし実際の経費を上回るほど過大な控除がそうした節税をひきおこしているのであれば、今後そのあり方が見直されるべきであることである。そのひとつの方法は給与所得控除自体の縮小であるが、もうひとつの方法としては中小法人の役員給与に対して控除適用を制限する方法が考えられる。実際、新会社法の施行によって最低資本金制度が撤廃され、こうした節税目的の法人が増大することを防ぐため、2006年の税制改正でそうした趣旨の制度が導入された。こうした制度をさらに強化することもひとつの方向であると考えられる。

（要旨おわり）